

鈴鹿工業高等専門学校における第5期中期目標

令和6年4月

鈴鹿工業高等専門学校における第5期中期目標

1. 前 文

鈴鹿工業高等専門学校は、我が国の工業発展を支える技術者の育成をめざし、昭和37年高専制度第1期校として工業先進地である東海地区鈴鹿市に創設され、以来、知徳体三育の全人教育を範とする建学の精神にのっとり、優秀な実践的技術者を育成し、広く地域と社会に貢献してきた。

Society5.0の実現を目指す今、地球環境保全の観点に立った科学技術の高度化や国際化の進展により、技術者教育を担う高等専門学校には新たな展開が求められている。以上を踏まえ、本校の使命及び教育理念を定め、養成すべき人材像を掲げる。

本校の使命

本校は、技術者養成に関する地域の中核的教育機関として我が国の産業の発展を支え、グローバルに活躍する人づくりと、新しい価値の創造により広く地域と社会の発展に貢献する。

教育理念

- (1) 広い視野から価値判断ができ、技術者精神を備えた豊かな人間性を涵養する。
- (2) 科学技術に関する高い専門知識と技術に基づく深い洞察力と実践力を育成する。
- (3) 未知の問題に果敢に挑み、新たな価値を創造する力を育てる。
- (4) 心身を鍛え、己を確立し、自ら未来を切り拓く力を育てる。

養成すべき人材像

- (1) 生涯にわたり継続的に学修し、広い視野と豊かな人間性をもった人材
- (2) 高い専門知識と技術を有し、深い洞察力と実践力を備えた人材
- (3) 課題探求能力と問題解決能力を身につけた創造性豊かな人材
- (4) コミュニケーション能力に優れ、国際性を備えた人材

2. 中期目標期間

中期目標期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3.1 教育に関する目標

学科においては、5年一貫の教養教育及び実践的工学教育により、創造性豊かな実践的技術者として将来活躍するための基礎的な知識と技術、リベラルアーツ、さらに生涯にわたり学習する力を育てる。

また、専攻科においては、より高度で幅広い専門知識や創造力、判断力を身につけ、科学技術の分野でグローバルに活躍できる実践的技術者を育てる。

（1）入学者の確保

本校の特色や魅力について、小中学生や地域に広く広報活動を組織的に行うとともにアドミッション・ポリシーに沿った入学者を確保する。また、女子学生の一層の確保へ繋がる取組みを組織的・戦略的に展開する。

（2）教育課程の編成等

中央教育審議会答申の趣旨や入学志願者の動向を踏まえて本校の将来像を検討・策定し、これに基づき、産業構造の変化、技術の高度化、国際化、社会のニーズ等に対応した教育課

程を編成し実施するとともに、その自己点検や改善を継続的に進める体制作りを推進する。

また、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、情報を活用する力、リーダーシップ、マネジメント力、アントレプレナーシップ（起業家精神）等を備え、グローバルに活躍しうるエンジニアを育成する等、高専教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、教育課程の改善を促すための体制作りを推進する。

このほか、豊かな人間性や社会性を育むため、全国的な競技会やコンテストへの参加を通して課外活動の充実を図るとともに、社会奉仕体験活動等の機会の充実に努める。

（3）多様かつ優れた教員の確保

公募制を実施することにより、優れた学識と豊かな経験を有する教育研究能力の高い人材の確保に努めるとともに、優れた教育研究力や多様な経験を有する人材を教員として採用するために、外部機関との人事交流を進めるほか、ダイバーシティや教員の年齢構成にも配慮する。

また、FD活動を組織的に実施し、優秀な教員の表彰を行うとともに、教員研修や研究会等（国外を含む。）に参加する機会を充実する等、教員の教育研究力の向上に努める。

（4）教育の質の向上及び改善

高専教育の特色である「くさび型教育」を踏まえた教育方法の改善を進めるとともに、準学士課程および専攻科課程の教育を実施し、社会が求める教育内容・水準の維持向上のため、継続的な点検・評価・改善を図る。

また、実践的技術者を養成するため、産業界等との連携体制の強化を進めるほか、実践的・創造的・指導的な技術者の養成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により本校教育の高度化を推進する。

（5）学生支援・生活支援等

豊かな人間性、健全な心身及び確かな自己実現を図るため、学生の学習活動や課外活動等への参加を促進し、未来を自ら切り拓く力を引き出せるよう修学上及び生活上の支援を行うとともに、学生の進路指導支援体制の充実を図る。

また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。

（6）教育環境の整備・活用

施設設備は本校の教育研究活動の基盤であるとの観点から、長期的な教育環境整備構想を策定し、整備に当たっては、SDGs・環境保全等の社会的要請に十分配慮（障害者への配慮も含む。）するとともに、地球環境や都市環境の保全のため、省エネルギー対策を推進する。

また、教職員・学生の健康・安全を確保するため、安全衛生管理体制の整備・充実を図る。

3.2 社会連携に関する目標

教育内容を学術の発展に即応させるため、継続して研究を行う。そのために必要な学術的研究のみならず先進的な研究、学科間を超えた複合・融合領域研究、産学官連携による共同研究・受託研究も推進する。これらの研究成果を発表や知的財産化等で広く社会に提供し、人材育成及び地域・産業界に貢献する。

共同研究推進センター・全国高専共同利用マテリアル分析センターが所有する研究機器等を活用して、鈴鹿高専独自の取組みである産学官協働研究室に加え、産業界との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進する。

また、理工系人材の拡充のため、これまで蓄積してきた出前講座や体験講座等の経験を活か

し、地域の小中学生に対し STEAM 教育等の学びの支援に関する取組みを推進する。

3.3 国際交流に関する目標

外国の高等教育機関との協定に基づく学生の国際交流を継続発展させ、国際的な視野と知見を備えた技術者の育成を図るとともに、留学生の受入れを積極的に行う。

また、学生が積極的に海外へ飛び立つ機会を拡充するとともに、教員や学生の国際交流活動を推進する。

3.4 管理運営に関する目標

校長のリーダーシップの下に、運営会議を中心とした施策立案、審議執行及び評価監査のサイクルを確立するとともに、迅速かつ効率的な運営を図るため、運営会議及び各種委員会の位置付け、機能及び審議・協議事項の明確化を図る。

また、本校における教育研究等の活動全般について自己点検・評価を行うとともに、広く外部からの意見を取り入れ、開かれた学校運営を行う。

さらには、限られた各種資源を戦略的に配分するため、本校の運営方針に基づき、重点的に資源配分する仕組みを整備するとともに、教職員が行う業務の改善に努める。また、事務処理の効率化・簡素化並びに事務職員及び技術職員の資質の向上にも努める。

業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。

3.5 その他

校長のリーダーシップのもとで近隣高専との連携を考慮しながら、本校の将来像を構築する。

4. 業務運営の効率化に関する事項

4.1 一般管理費等の効率化

運営費交付金の減額による支障が発生しないように業務の効率化を図る。

4.2 給与水準の適正化

※独立行政法人国立高等専門学校機構に属する全高専に係る事項により、本校では中期目標として定めない。

4.3 契約の適正化

随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」に基づく取組みを着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施に努める。

4.4 情報通信技術を活用した業務の効率化

教職員の負担軽減の観点から、情報通信技術を活用した業務の効率化に取り組む。

5. 財務内容の改善に関する事項

5.1 戰略的な予算執行・適切な予算管理

管理業務の合理化に努めるとともに、本校の財務運営を適切に行い、教職員の意識改革を図って、固定的経費の節減に努める。

5.2 外部資金、寄付金その他自己収入の増加

教員の研究活動や産学連携活動等を活性化させることにより、科学研究費助成事業、科学技術振興助成金等の外部研究資金の獲得に積極的に取り組み、その他の自己収入の増加を図る。

5.3 剰余金の用途

経費の節減等で発生した剰余金については、次年度に向けた教育研究活動、学生支援並びに公開講座・産学官連携の推進等の準備に充てる。

6. その他業務運営に関する事項

6.1 施設及び設備に関する計画

施設設備は本校の教育研究活動の基盤であるとの観点から、長期的な教育環境整備構想を策定し、整備に当たっては、SDGs・環境保全等の社会的要請に十分配慮(障害者への配慮も含む。)するとともに、地球環境や都市環境の保全のため、省エネルギー対策を推進する。(3.1-(6)教育環境の整備・活用 再掲)

また、教職員・学生の健康・安全を確保するため、実験・実習・実技に当たっての安全管理体制の整備を図る。

6.2 人事に関する計画

公募制を実施することにより、優れた学識と豊かな経験を有する教育研究能力の高い人材の確保に努めるとともに、優れた教育研究力や多様な経験を有する人材を教員として採用するために、外部機関との人事交流を進めるほか、ダイバーシティや教員の年齢構成にも配慮する。

また、FD活動を組織的に実施し、優秀な教員の表彰を行うとともに、教員研修や研究会等(国外を含む。)に参加する機会を充実する等、教員の教育研究力の向上に努める。(3.1-(3)多様かつ優れた教員の確保 再掲)

6.3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて

業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。(3.4 管理運営に関する目標 再掲)

6.4 内部統制の充実強化

校長のリーダーシップの下に、運営会議を中心とした施策立案、審議執行及び評価監査のサイクルを確立するとともに、迅速かつ効率的な運営を図るため、運営会議及び各種委員会の位置付け、機能及び審議・協議事項の明確化を図る。(3.4 管理運営に関する目標 再掲)

また、これらが有効に機能していること等について、各種委員会等によりモニタリング・検証するとともに、運営諮問会議外部評価委員等による公正かつ独立の立場からの監査機能を強化する。

鈴鹿工業高等専門学校における第5期中期計画

令和6年4月

鈴鹿工業高等専門学校における第5期中期計画

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)の令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定めるものとする。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1.1 教育に関する事項

(1) 入学者の確保

- ① 本校の教育理念を的確に反映したアドミッション・ポリシーをホームページや募集要項に明記するとともに、ポリシーに添った学生受入が行われているかどうかを検証し、入試に反映させる。また、小中学校や教育委員会等に対する広報活動、合同入試説明会、連携教育プログラムを含めた専攻科の広報活動などにより、国立高等専門学校の特性や魅力を最大限発信し広報活動を行い、入学者確保に取り組む。
- ② 女子中学生向け広報資料の作成、オープンキャンパス、公開講座等の機会を活用した女子在学生による広報活動、ホームページ等の英語版コンテンツの充実などを通じ、女子学生、留学生等の一層の確保に向けた取組を推進する。
- ③ 入学後の学力水準の向上に資するため、入試成績と在学中の成績との相関関係の継続的な追跡調査等を行い、その検証結果を入試システムの改善のためにフィードバックし、より適切な入試問題や入学者選抜方法、入学志願者の受験上の利便性を考慮した制度の充実を図る。

(2) 教育課程の編成等

- ① モデルコアカリキュラムによる教育の質保証を基盤に、各国立高等専門学校にその強み・特色をいかした学科および専攻科の充実等を促すため、教育に関する社会・産業・地域におけるニーズ等を踏まえた教育指導の改善、教育課程の編成、組織改組を促進する。専攻科においては、本科の教育成果を踏まえ、更に教育内容の高度化・深度化を行い、高度理工系人材の育成を図る。

また、後の産業構造の変化や技術の進展、社会の要望等を踏まえ、産業界等との連携を通じた教育の高度化を目的とした取り組みを検討・推進する。

- ② 今後益々深化するグローバル化、ボーダレス社会においてグローバルに活躍しうる高度な技術を持ち、情報を活用する力、リーダーシップ、アントレプレナーシップ(起業家精神)等を兼ね備えた人材を養成するため、学生の実践的な英語力、国際コミュニケーション力の向上や、海外活動を積極的に支援し、グローバル環境下で専門知識・スキルを活用し、協働して課題解決に取り組むことができる人材を育成する取組を推進する。

- ③ 学生の様々な体験活動の参加機会の充実に資するため、以下の取組を実施する。
 - ・創造教育を推進するため、ソーラーカーレース、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、デザインコンペティション、ディープラーニングコンテスト等の指導と支援に関し、教職員で構成するプロジェクト活動の充実・強化を図る。
 - ・学生の豊かな人間性と社会性を涵養するため、高専体育大会等の各種体育大会への参加を促進するとともに、社会奉仕体験活動や自然体験活動を含む課外活動等の充実を

図る。

- ・知財教育を推進するため、パテントコンテストや知財セミナー等を実施する。
- ・人間の素養を涵養するための教育を検討し推進する。

(3) 多様かつ優れた教員の確保

以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。また、ダイバーシティーや教員の年齢構成にも配慮する。

- ① 専門科目及び理系一般科目については博士の学位や技術士等の職業上の高度の資格をもつ者を、理系以外の一般科目については修士以上の学位を持つ者、高度な実務能力を持つ者等優れた教育研究力を有する者を、それぞれ採用し、その比率の向上に努める。
- ② 教員組織の活性化と流動化を図るため、本校以外の教育機関、研究機関、企業等での勤務経験がある多様な背景をもつ教員を計画的に採用し、その比率の向上に努める。また、正規の教員以外の者を客員教授又は客員准教授として、本校の教育又は研究に従事させる。
- ③ 女性教員の比率向上を図るため、必要な支援策について引き続き検討を行い、働きやすい職場環境の整備に努める。
- ④ 外国人教員の採用を視野に入れた教員公募を実施する。
- ⑤ 教員の個々の力量と学校全体の教育研究力を高めるため、内地及び外地研究員制度の活用、教員研修、国際研究集会への参加、学術交流、他高専との人事交流等を推進する。
- ⑥ 教員の教育能力の向上を目的として（ライフステージを応じた）FD活動を積極的、具体的に促進する。
- ⑦ 優れた教育研究成果をあげた教員の顕彰制度を継続実施する。

(4) 教育の質の向上及び改善

- ① 教育目標を達成するため、特に英語教育、情報教育、創造教育の評価を行い、改善を進める。
技術革新を担うことができる高度で幅広い専門知識を習得させるとともに、研究開発能力、課題探求・問題解決能力、技術者倫理を含む総合的判断力、英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、不斷に教育の質の向上を図る。
また、DP、CP、APに基づいた教学マネジメントを推進する。
- ② 本校独自の評価項目に沿った自己点検評価・改善および外部評価、認証評価等の第三者評価に積極的に取組み、教育研究の質の向上、持続的な教育改善及び組織の活性化・効率化を図る。また、外部の意見を反映させた学校運営を行う。
- ③ 企業の現役技術者および退職技術者や外部の専門家等、意欲ある企業人材を活用した教育体制を構築する。
- ④ 豊橋技術科学大学との連携教育プログラムにおける先端融合テクノロジー連携教育プログラムを推奨するとともに、大学との共同研究指導体制を構築する。
その他の大学との連携により、連携教育プログラムを構築することにより、教育課程の充実を図る。

(5) 学生支援・生活支援等

- ① 学生の人間形成のため、学外指導員の登用、自転車通学マナーの向上、創造設計力の向上、校内美化意識の向上等に必要な指導や支援体制の拡充を行う。また、学生支援室相談員や学級担任の資質の向上を図るために研修会、講演会等を実施し、メンタルヘル

ス、ハラスメント及びいじめ防止等の取り組みを推進する。

教育寮としての学生寮を効果的に運営し、継続的な寮生への学習支援と生活支援を図るとともに、自主・自律と相互扶助の精神を養う。

- ② 各種奨学金制度の積極的な活用を促進し、奨学金を希望する学生の貸与率の向上を図る。
- ③ 学生の適正や希望に応じた進路選択を支援するため、企業情報、就職・進学情報等の提供体制や専門家による相談体制を含めたキャリア形成支援を充実させる。

(6) 教育環境の整備・活用

以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、教育環境の整備・活用を図る。

- ① 教育の質の向上、健康的な学生生活の保障、地震等災害防止、ユニバーサルデザイン導入等のために必要な施設・設備の整備を図る。
- ② 施設設備のきめ細やかなメンテナンス、校内の環境保全等を目的とした施設整備等を行う。
- ③ 「施設の利用状況及び施設実態の自己点検・評価」、「施設の有効利用計画」を実施策定し、施設の有効利用を促進する。
- ④ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策を立て、実施する。
- ⑤ 男女共同参画を推進するため、情報の収集・提供について充実させるとともに、必要な取組みに関する普及を図る。

1.2 社会連携に関する事項

- ① 研究費助成事業の獲得に向けたガイダンスを実施するとともに、校長裁量経費の活用により、学内研究活動の一層の活性化を図り競争的研究資金の導入につなげる。また、学科横断的な取組みや、他高専、両科学技術大学、近隣大学などの高等教育機関と連携した共同研究を奨励する。

- ② 産学官連携活動を活性化するため、近隣の自治体、商工会議所、企業、大学等との連携・協働の推進や特許取得の奨励・支援を行う。

教育・研究の拠点として、産学官協働研究室を充実する。集約された研究設備の利用促進に貢献する拠点として、全国高専共同利用マテリアル分析センターを充実する。

- ③ 本校の研究活動を企業や地域社会に明解に伝達できるよう、多様な媒体を用いた広報活動を展開する。また、本校の地域交流活動等を社会に明解に伝達できるよう、多様な媒体を用いた広報活動を展開する。

- ④ 小中学校に対する STEAM 教育及び理科教育支援活動を積極的に推進する。

また、地域の生涯学習機関としての役割を果たすため、公開講座、授業開放、オープンキャンパス事業、出前授業、図書館蔵書等を充実する。

1.3 国際交流に関する事項

- ① 諸外国への「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」の導入支援にあたっては機構本部と連携し支援を行う。

- ② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、本校の国際交流の機会として利用する。

- ③ 学生や教職員の国際交流を促進するため、米国・オハイオ州立大学への学生交流派遣を継続実施するとともに、カナダ・ジョージアンカレッジ、中国・常州信息職業技術学院及びフィンランド・トゥルク応用科学大学等との国際交流を強化する。

- また、高専機構主催の海外インターンシップにも積極的に学生を派遣する。
- ④ 留学生と日本人学生および地域社会、ならびに他高専留学生との交流活動を積極的に支援する。
- ⑤ 高専機構の受け入れ方針に従い、本校の実態を踏まえたうえで、比率向上に努める。

1.4 管理運営に関する事項

以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、適切な管理運営を実施する。

- ① 校長のリーダーシップのもと、迅速かつ効率的な学校運営を図る。
- ② 各種委員会の位置付け、機能及び審議事項を明確にし、効果的かつ効率的な学校運営を行うとともに、本校のPDCAサイクルシステムに基づいて委員会活動の成果・効果を評価しつつ改善を図る。
- ③ 学校の管理運営に関する不断の点検評価と継続的な改善を行う。
- ④ 内部監査体制を構築し、また他高専等と連携して、監査の強化を図る。
- ⑤ 機構本部策定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「公的研究費等不正防止計画」を確実に実施する。
- ⑥ 教職員の職務状況を客観的に評価し、その評価を全教職員の資質の向上と業務運営の効率化に反映させる。また、学校経営の観点から業務内容と業務量の見直しを行い、適正な人員配置（アウトソーシングを含む。）と業務の合理化・効率化を図る。
- ⑦ 職員の能力開発と専門性の向上のため、民間等で行う研修を含めた研修会に積極的に参加させる。
- ⑧ 学校の課題やリスクに対し、研修や倫理教育等を通じて全教職員の意識向上に取り組む。
- ⑨ 職員の採用・人事交流に当たっては、専門的知識や技能を有する人材を確保する。
- ⑩ 再雇用等定年後の雇用について、合理的・効果的な方法を検討し実施する。
- ⑪ 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、規則や手順等を整備する。
- ⑫ コンプライアンス意識向上に関し、学内における意識啓発を行う。
- ⑬ 安全衛生委員会によるパトロールの実施等により、学内の安全管理に取組む。
- ⑭ 学生向けのネットワークセキュリティ講習会、或いは教職員向けの講習会を実施する。
- ⑮ 安否確認システムについて、学生および教職員に対して適切に連絡が行くように登録・更新を周知する。

1.5 その他

- ① 校長のリーダーシップのもとで近隣高専との連携を考慮しながら、本校の将来像を検討し将来構想計画を策定する。

2. 業務運営の効率化に関する事項

2.1 一般管理費等の効率化

中長期的な観点に立った適切な人員管理を策定するとともに、本校全体の人事方針に基づく運用・調整を行う。

管理業務を全般的に見直し、業務の合理化と効率的運用を図る等、運営費交付金の減額による支障の発生しないよう継続的な努力をする。

教職員の職務状況を客観的に評価し、その評価を全教職員の資質の向上と業務運営の効率化に反映させる。また、学校経営の観点から業務内容と業務量の見直しを行い、適正な人員配置（アウトソーシングを含む。）と業務の合理化・効率化を図る。（1.4 管理運営に関する

事項 再掲)

2.2 給与水準の適正化

※独立行政法人国立高等専門学校機構に属する全高専に係る事項により、本校では中期計画として定めない。

2.3 契約の適正化

高専機構の規程および規則等を遵守のうえ、契約は原則として一般競争入札等によることとし、入札及び契約の適正な実施に努める。

2.4 情報通信技術を活用した業務の効率化

教職員の負担軽減の観点から、情報通信技術を活用した業務の効率化に取り組む。その際に、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

3.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理

運営費交付金である人件費、物件費等の効率的な執行を行うとともに、適切な財務管理を行う。

また、教職員の意識改革を図り、事務費、光熱水料費等固定的経費の節減に努める。

3.2 外部資金、寄付金その他自己収入の増加

共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、他の自己収入の増加を図る。また、高専機構全体の運営費交付金の減少に伴い、効果的、並びに効率的な予算執行に努めるとともに、校長裁量経費を活用して、予算の戦略的重点配分を行う。

4. 短期借入金の限度額

※本校該当なし

5. 不要財産の処分に関する計画

※本校該当なし

6. 剰余金の使途

経費の節減等で発生した剰余金については、次年度に向けた教育研究活動、学生支援並びに公開講座・産学官連携の推進等の準備に充てる。

7. その他業務運営に関する重要事項

7.1 施設及び設備に関する計画

- ① 長期的な教育環境整備構想を策定し、SDGs・環境保全等の社会的要請に十分配慮（障害者への配慮も含む。）するとともに、省エネルギー・カーボンニュートラル対策を図る。
- ② 教職員・学生の安全を確保するため、安全衛生管理体制の整備・充実を図る。
- ③ 学生に取って魅力のあるキャンパス環境の形成に資する取組を計画的に推進する。

7.2 人事に関する計画

- (1) 方針

教職員とともに積極的に人事交流を進め多様な人材の確保及び育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。

- ① 教職員の負担を軽減するため、課外活動、校務分担等の見直しを行い、働き方改革に取り組む。
 - ② 中長期的な観点に立った適切な人員管理を策定するとともに、本校全体の人事方針に基づく運用・調整を行う。
 - ③ 若手教員の人材確保及び教育研究力向上に資する取組を計画的に推進する。
 - ④ 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。
 - ・専門科目及び理系一般科目については博士の学位や技術士等の職業上の高度の資格をもつ者を、理系以外の一般科目については修士以上の学位を持つ者、高度な実務能力を持つ者等優れた教育研究力を有する者を、それぞれ採用し、その比率の向上に努める。(1. 1-(3) 多様かつ優れた教員の確保 再掲)
 - ・教員組織の活性化と流動化を図るため、本校以外の教育機関、研究機関、企業等での勤務経験がある多様な背景をもつ教員を計画的に採用し、その比率の向上に努める。また、正規の教員以外の者を客員教授又は客員准教授として、本校の教育又は研究に従事させる。(1. 1-(3) 多様かつ優れた教員の確保 再掲)
 - ・女性教員の比率向上を図るため、必要な支援策について引き続き検討を行い、働きやすい職場環境の整備に努める。(1. 1-(3) 多様かつ優れた教員の確保 再掲)
 - ・外国人教員の採用を視野に入れた教員公募を実施する。(1. 1-(3) 多様かつ優れた教員の確保 再掲)
 - ⑤ 教員の個々の力量と学校全体の教育研究力を高めるため、内地及び外地研究員制度の活用、教員研修、国際研究集会への参加、学術交流、他高専との人事交流等を推進する。(1. 1-(3) 多様かつ優れた教員の確保 再掲)
- (2) 人員に関する指標
- ※独立行政法人国立高等専門学校機構に属する全高専に係る事項により、本校では中期計画として定めない。

7.3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて

業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、規則や手順等を整備する。(1. 4 管理運営に関する事項 再掲)

学生向けのネットワークセキュリティ講習会、或いは教職員向けの講習会を実施する。

(1. 4 管理運営に関する事項 再掲)

7.4 内部統制の充実・強化

- ① 校長のリーダーシップのもと、迅速かつ効率的な学校運営を図る。(1. 4 管理運営に関する目標 再掲)
- ② リスクマネジメントを徹底するため、校長が総括者となり危機事象を未然に防止するために必要な措置を講じ、また、発生したリスク事情についてはマニュアルに従い適切に対応することとする。
- ③ 各種委員会の位置付け、機能及び審議事項を明確にし、効果的かつ効率的な学校運営を行うとともに、本校のP D C Aサイクルシステムに基づいて委員会活動の成果・効果を評価しつつ改善を図る。(1. 4 管理運営に関する目標 再掲)
- ④ 機構本部策定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「公的研究費等不正防止計画」を確実に実施する。(1. 4 管理運営に関する目標 再掲)

- ⑤ 年度計画を定めるにあたり、機構本部の中期計画及び年度計画を踏まえることとする。
なお、その際には、本校の特性に応じた具体的な成果目標を設定する。